

# 地域密着型通所介護 重要事項説明書

## 1 事業の目的

(1) 社会福祉法人三磯会が開設するデイサービス みうら富士（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護（以下「事業」という。）は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

## 2 運営の方針

- (1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し、計画的にサービス提供を行います。
- (2) 事業者は、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図ります。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を的確に把握し、妥当適切に行うものとします。
- (4) サービス提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。

## 3 指定地域密着型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 三磯会
代表者氏名	理事長 山田 澄子
事業所所在地 (連絡先及び電話番号等)	横須賀市長沢 6-45-6 TEL : 046-848-3933
法人設立年月日	平成 13 年 7 月 24 日
併設サービス	介護保険指定事業である第1号通所事業（介護予防）、 短期入所生活介護（介護予防）、認知症対応型共同生活介護を実施します。

## 4 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービス みうら富士
介護保険指定事業所番号	1471901379
事業所所在地	〒239-0842 横須賀市長沢 6-45-6
管理者	山田 澄子
事業所の通常の事業の実施地域	横須賀市
利用定員	定員 15 名

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日・サービス提供日	月曜日～土曜日（但し12/30～1/3は除く）・祝日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時30分

(3) 事業所の職員体制

(2024年4月1日現在)

職種	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行います。 2 法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。 3 地域密着型通所介護計画の作成等を行います。	常勤兼務 1名
生活相談員	1 利用者及び家族からの相談に対する援助を行います。 2 利用申込みに係る調整を行います 3 他の従業者に対する助言及び技術指導を行います。 4 居宅介護支援事業所との連携・調整を行います。	常勤兼務 2名
看護師・准看護師（看護職員）	1 利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行います。	非常勤兼務 3名
介護職員	1 地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護、機能訓練を行います。	常勤兼務 2名 非常勤兼務 5名
機能訓練指導員	1 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行います。	非常勤兼務 3名

5 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
地域密着型通所介護計画の作成	1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。 2 地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 地域密着型通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、地域密着型通所介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

日常生活 上の世話	食事の提供及び 介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び 介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を 通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用し た訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

## (2) 地域密着型通所介護従業者の禁止行為

地域密着型通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

利用者の認定区分（要介護1～5）に応じた介護保険給付の法定代理受領分と、介護保険給付外の全額自己負担分の合計をお支払い頂きます。

詳しくは、別紙「デイサービスみうら富士ご利用料金表」をご参照ください。

法定代理受領では、各利用者の負担割合（1～3割）に応じた額の支払いを受けます。

保険料の滞納等により、法定代理受領が出来ない場合には、サービス利用費全額（10割）をお支払いいただき、後日保険者より保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

## 6 その他の費用について

キャンセル料	前日17時以降の連絡	1提供あたりの料金 100%
サービス利用をキャンセル（お休み）される場合、連絡を頂いた時間に応じて、キャンセル料を請求させていただきます。		
食費	700円（昼食600円・おやつ100円）	
おむつ代	使用された利用者に、1枚当たり尿取りパット30円・パンツ型紙おむつ100円・テープ止型紙おむつ110円を請求します。	

その他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、肥料の実費をいただきます。
-----	---

## 7 請求及び支払い方法について

1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。  
なお、利用者負担金の受領に関する領収書等については、利用者負担金のお支払いを確認しましたら、支払い方法の如何によらず領収書をお渡しします。

口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）に、利用者がご指定される講座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業所が指定する口座にお振込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）までに、現金でお支払いください。

## 8 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 地域密着型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

## 9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 10 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げる3要件を満たした場合、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 1.1 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

## 1.2 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医又は指定医療機関に連絡する等の措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

協力医療機関 横須賀市立市民病院・福井記念病院

## 1.3 事故発生時の対応方法について

利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する事業の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 1.4 心身の状況の把握

事業の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 15 居宅介護支援事業者との連携

- ① 事業の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「地域密着型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

## 16 サービス提供の記録

- ① 事業の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを受領した日から 5 年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 17 非常災害対策

- ① 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ② 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関などとの連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- ③ 非常災害に備え、定期的に地域の協力期間などと連携を図り、年 2 回避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 18 衛生管理等

- ① 事業の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 事業において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 19 サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所お客様相談・苦情窓口

デイサービスみうら富士 管理者：山田 澄子 TEL：046-848-3933

### (2) その他、公的機関においても苦情を伝えることができます。

市町村介護保険相談窓口 横須賀市役所 福祉部 介護保険課給付係	所在地 電話番号 対応時間	横須賀市小川町 11 046-822-8253 月～金 8:30～17:15
神奈川県国民健康保険団体連合 介護苦情相談係	所在地 電話番号 対応時間	横浜市西区楠町 27-1 045-329-3447 0570-022110 《苦情専用》 月～金 8:30～17:15

## 20 地域との連携等

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとします。
- (2) 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置します。
- (3) 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者。事業所が所在する区域を管轄とする地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね 6 ヶ月に 1 回以上の開催とします。

- (4) 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。
- (5) 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

【説明確認欄】

令和　　年　　月　　日

サービス契約の締結に当たり、上記の重要事項を説明し、同意を受け、交付しました。

事業所：　　デイサービスみうら富士  
説明者：　　生活相談員　守重　奈々　印

上記の内容の説明を受け、同意し、受領しました。

(利用者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印